

平成 30 年 3 月 28 日

都道府県 地方分権担当課 御中
市区町村 地方分権担当課 御中

内閣府地方分権改革推進室
国土交通省航空局安全企画課

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた対応
(航空法関係) について

平素より、地方分権改革及び航空行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

無人航空機の飛行については、航空法（昭和27年法律第231号）第132条各号に掲げる空域を飛行させる場合や同法第132条の2各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させる場合には、国土交通大臣の許可又は承認が必要とされたところです。

平成29年の地方分権改革に関する提案募集において、国土交通大臣の承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に悪影響を及ぼしかねない飛行に対して、地方公共団体が口頭や文書交付により注意を行うことが可能かどうか明確化してほしい、また、その際、地方公共団体の管理権限の及ばない観光地等であっても、注意を行うことができるか併せて明確化してほしい旨の提案がなされました。

本提案に関し、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）に基づき、下記のとおり航空法の考え方を明確化し、周知いたします。また、平成30年1月24日付けの事務連絡にて地方公共団体から収集した無人航空機の飛行を制限する条例の事例についても、別添の通り併せて周知いたします。

各地方公共団体におかれましては、本通知内容を無人航空機の飛行に関係する部署に周知いただくようお願いいたします。

記

無人航空機の飛行については、航空法に基づく国土交通大臣の許可又は承認の有無にかかわらず、

- ・ 地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること
- ・ 地方公共団体が公園、観光地等の管理や要人の警護等の航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めること

は、航空法との関係において妨げられるものではない。

<添付資料>

別添 無人航空機の飛行を制限する条例の事例

参考1 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）」

参考2 「無人航空機の飛行を制限する条例の事例収集について（依頼）」
（平成30年1月24日）